

「情報公開文書」

受付番号：2018-4-065

課題名：三世代男系由来 Y 染色体パネル作成とその応用

研究責任者：東北メディカル・メガバンク機構 教授 鈴木吉也

1. 研究の対象

東北メディカル・メガバンク計画参加者で、三世代コホート参加者約 1,000 人の男性、および地域住民コホート参加者約 1,000 人の男性。

2. 研究目的・方法

【研究期間】

2018 年 11 月（倫理委員会承認後）～2023 年 3 月

【研究目的】

不妊原因の 10%以上が男性因子と考えられ、その原因の一つとして男性特有の性染色体である Y 染色体のゲノム異常が注目されています。この研究では、急速に進んでいるゲノム解析技術を応用して、将来男性不妊の原因の早期診断法や有効な治療法を開発するための基盤づくりの一環として Y 染色体パネル作成を目的にしています。

【研究方法】

今回の研究では、東北メディカル・メガバンク事業に参加されたみなさまのゲノム情報から Y 染色体パネルを作成後、男性不妊患者の血液検体から得られたゲノム・遺伝子を調べ、ゲノム・遺伝子が配偶子（精子）を作る能力にどのように影響し、精子の機能についてどのように影響するかを検討します。その際にみなさまのゲノム情報から作成された Y 染色体パネルと比較検討することにより、男性不妊における遺伝子の役割や、遺伝子が精子の機能にどのような影響を及ぼすかを理解することに役立ちます。そして、どの不妊患者さんが特定の治療に対して効果を示すのかを予測する検査を開発することにより、男性不妊の特性や体外受精／顕微授精の必要性の有無などとの関連性を評価することができ、男性不妊の診断法や評価、病態の理解を深められる可能性があります。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報として、一次調査の際に採取した血液サンプルから得られたゲノム解析情報、年齢、血液生化学情報、既往歴、生理学的検査情報、調査票情報等です。

4. 外部への試料・情報の提供

本研究で得られるであろう成果の Y 染色体パネルやそれに付随する情報については、我が国の情報基盤構築の一環として、外部の研究者に公開いたします。

5. 研究組織

本学単独研究

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

研究責任者：鈴木吉也

東北メディカル・メガバンク機構 バイオバンク部門 遺伝情報伝達分野教授

〒980-8573 仙台市青葉区星陵町 2-1

TEL 022-274-5906 FAX 022-273-6213

また、試料・情報が当該研究に用いられることについてコホート調査参加者の方または代諾者の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも参加者の方に不利益が生じることはありません。

※東北大学東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 地域住民コホート室

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-718-5161

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 三世代コホート室

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-718-5162

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。

(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合